

第 329 号丹波市商工会FAXレター

2021/6/9 発行

【新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 [緊急事態措置分] (第4期)
〈令和3年4月25日～5月31日〉

種類	施設例	要請内容
飲食店 ※宅配・テイクアウトサービスは除く	飲食店（居酒屋を含む。）、 喫茶店 等 ※飲食店・喫茶店その他設備を 設けて客に飲食をさせる営業が 行われている施設	■ 酒類又はカラオケ設備を 提供する場合の休業 ■ 酒類及びカラオケ設備を 提供しない場合の営業時間短縮 (5時～20時)
遊興施設 ※食品衛生法の飲食店営業の 許可・喫茶店営業の許可を受け ている店舗	キャバレー、ナイトクラブ、 ダンスホール、バー、 カラオケボックス 等	■ 感染対策の徹底 ※感染対策の内容については、HP を ご確認ください 〔特措法第45条第2項に基づく〕

※営業にあたっては、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン（業種別ガイドライン）等に基づく感染防止の取組を行い、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示すること

※ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は対象外。ただし、入場整理の実施や、酒類提供・カラオケ設備使用の不可について協力依頼

(*) カラオケ店については、食品衛生法の飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けていない店舗も要請対象

【休業等への協力金】

中小企業の場合：1日当たり4～10万円/店舗×休業・時短営業日数

・前年度又は前々年度の1日当たり売上高が10万円以下の店舗：4万円

・前年度又は前々年度の1日当たり売上高が100,001円～25万円の店舗：

(前年度等の1日当たりの売上高) × 0.4の額

・前年度又は前々年度の1日当たり売上高が25万円以上の店舗：10万円

(注)「前年度又は前々年度の1日当たり売上高」や「1日当たりの売上高の減少額」は確定申告書の内容等により算出します。

【申請に係る必要書類】(申請要項の説明・具体例の欄を事前に必ずご確認ください)

〈主なもの〉 (★)の書類は、第1期・第2期協力金を申請された方は添付不要

① 代表者の本人確認書類の写し (★)

② 通帳の写し (★)

③ 営業実態を確認できる資料

④ 食品衛生法に基づく飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し

⑤ 通常の営業時間が分かる書類

⑥ 店頭掲示又は店舗ホームページに掲示した休業・時短営業の告知文の写真又は写し

⑦ 屋号・店名が確認できる店舗の外観写真

⑧ 店舗の内観写真

⑨ 感染拡大対策宣言ポスターを店頭または店内に掲示していることが確認できる写真

⑩ 令和元年又は令和2年の5月を含む事業年度の確定申告書類等の写し

⑪ 令和元年又は令和2年の5月の売上帳簿等の写し

など

【受付期間】6月1日(火)～6月30日(水) 電子・郵送

【お問い合わせ先】兵庫県休業・時短協力金コールセンター(協力金に関すること)

電話：078-361-2501 受付時間：平日 午前9時～午後5時

第 329 号丹波市商工会FAXレター

2021/6/9 発行

※BCP（事業継続計画）策定支援セミナー参加者募集※

事業所向けの BCP（事業継続計画）策定支援セミナーを開催します。ZOOM での開催となりますが、是非、沢山のご参加お待ちしております。セミナー後の計画策定フォローまでお手伝い致します。

【日時】6月25日（金）14：00～15：30

【会場】ZOOM 対応のみになります。

【内容】①BCP（事業継続計画）の必要性 ②簡易版事業継続計画の作成

【講師】東京海上日動火災保険(株)西脇支店 BCP 推進役

【申込方法】FAX もしくはメール メールアドレス：maruyama@tanba.or.jp

FAX 申込用紙ダウンロードはこちら👉 <https://tanba.or.jp/business/7206/>

【問合せ】第二経営支援課 丸山 TEL：82-3476

雇用維持安定支援事業をご利用のみなさまへ

《事業報告・助成金の請求にあたって》

教育訓練支援助成金等の報告時に領収証、振込受領書、振込明細書の原本確認をさせていただいたおりましたが、丹波市補助金申請手続きの変更により、**原本確認が不要となりました。**今後は写しのご提出で対応させていただきますのでよろしくお願いいたします。

《従業員教育訓練について》

令和3年度より、**二種免許及び大型免許・大型特殊免許取得にかかる講習費用が対象になります。**

【対象となる事業所の業種：建設業、運輸業、郵便業】

【問合せ】第二経営支援課 廣瀬 TEL：82-3476

四季の丹波「コト体験」コンテンツ・ブラッシュアップ等支援事業の募集について

1：対象事業

丹波地域への観光誘客促進に向けて、地域資源を活用した「コト体験」（体験型プログラム）の新たなコンテンツの開発、既存コンテンツの拡充を支援します。

【コト体験コンテンツの例】

いちご狩り、茶摘み、栗拾い、黒枝豆収穫、シビエ解体、酒蔵見学、陶芸、丹波布織り、薬草染め、弓道、パラグライダー、茶道、蛍観賞、雲海鑑賞登山 など

2：支援内容

(1)補助対象者：中小事業者、個人事業主等、又は複数の中小事業者等で構成する実行委員会。

(2)補助金額：

①単独補助対象者：補助対象経費の2分の1以内で30万円を上限

②実行委員会形式：補助対象経費の2分の1以内で40万円を上限

3：補助事業の募集受付期間

前期：令和3年5月19日（水）～7月16日（金）

後期：令和3年9月1日（水）～11月5日（金）

※詳細は「丹波県民局ホームページ」にて応募要領をご確認ください。

URL <https://web.pref.hyogo.lg.jp/tnk11/03kototaiken.html>

【問合せ】丹波県民局 県民交流室 産業振興課 TEL：0795-73-3788